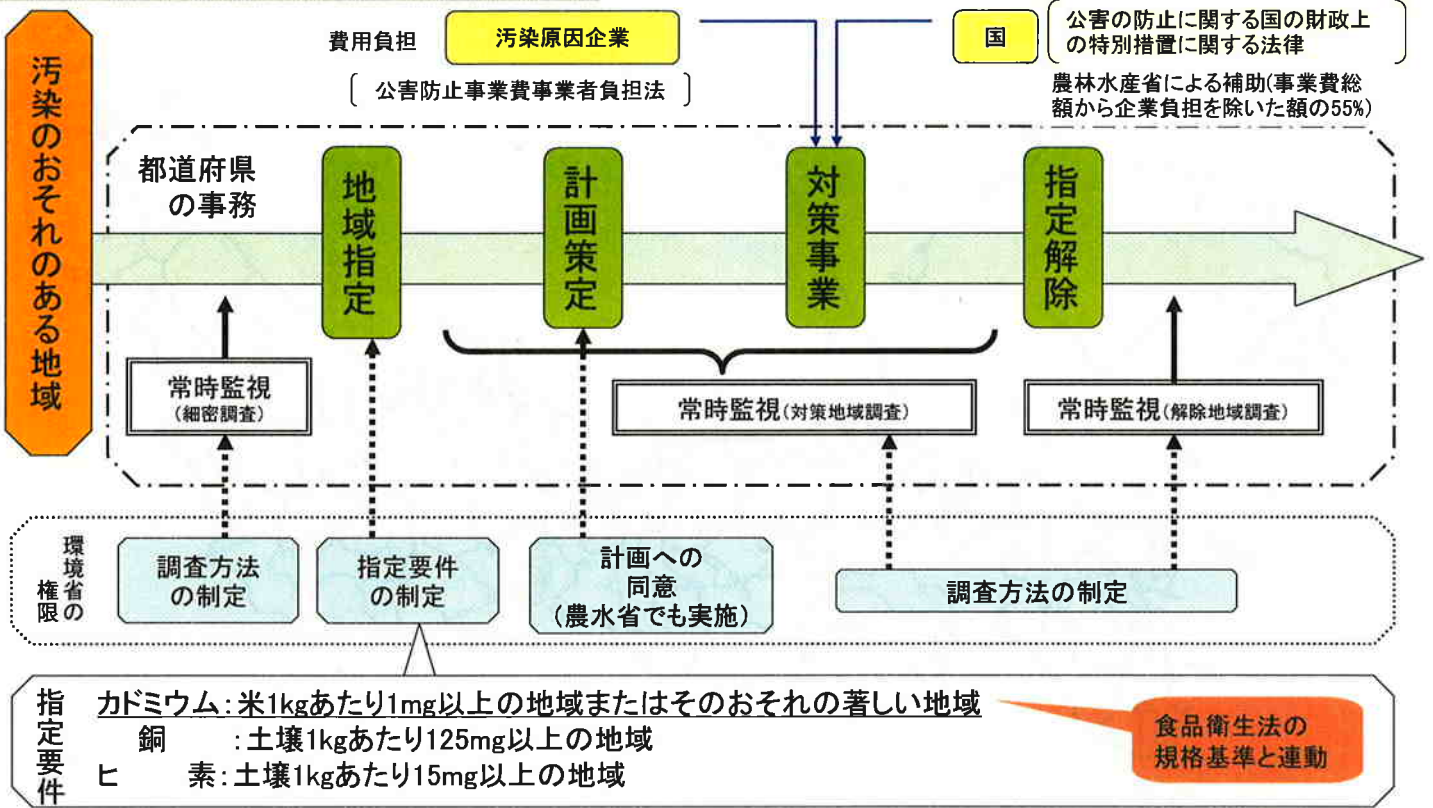


## (1) 農用地土壌汚染防止法の体系



## (2) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

法の施行(昭和46年)後数年の間に全国で盛んに調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどが指定されている。

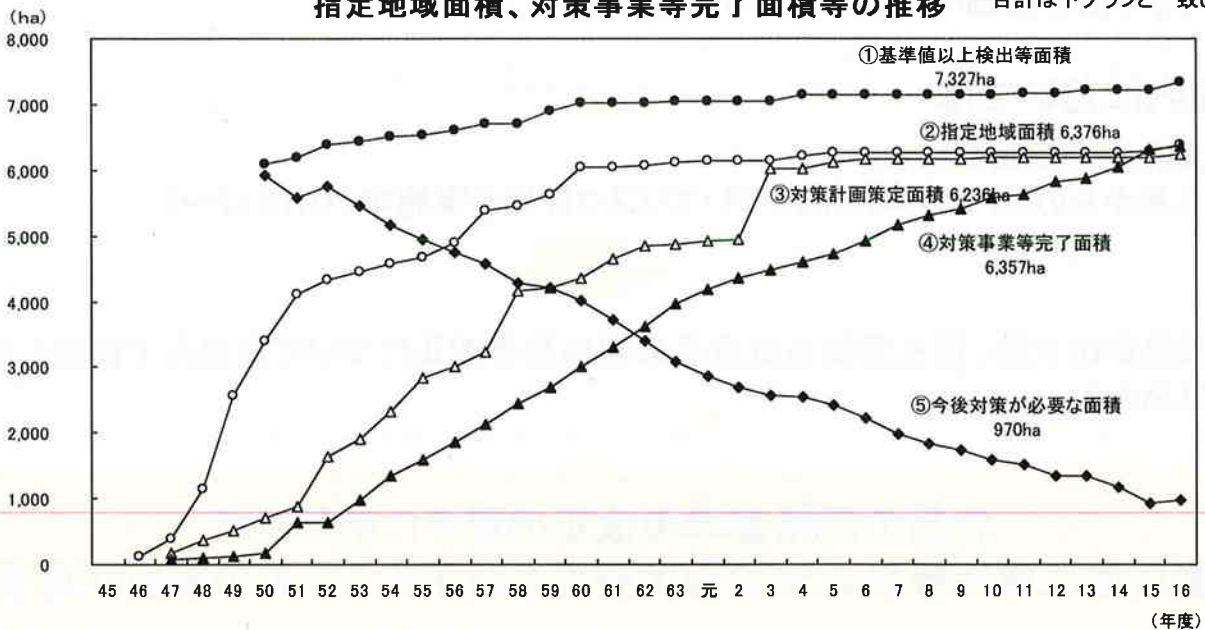
また、対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、平成15年度にほぼ指定面積に追いついている。

### 汚染物質別指定面積

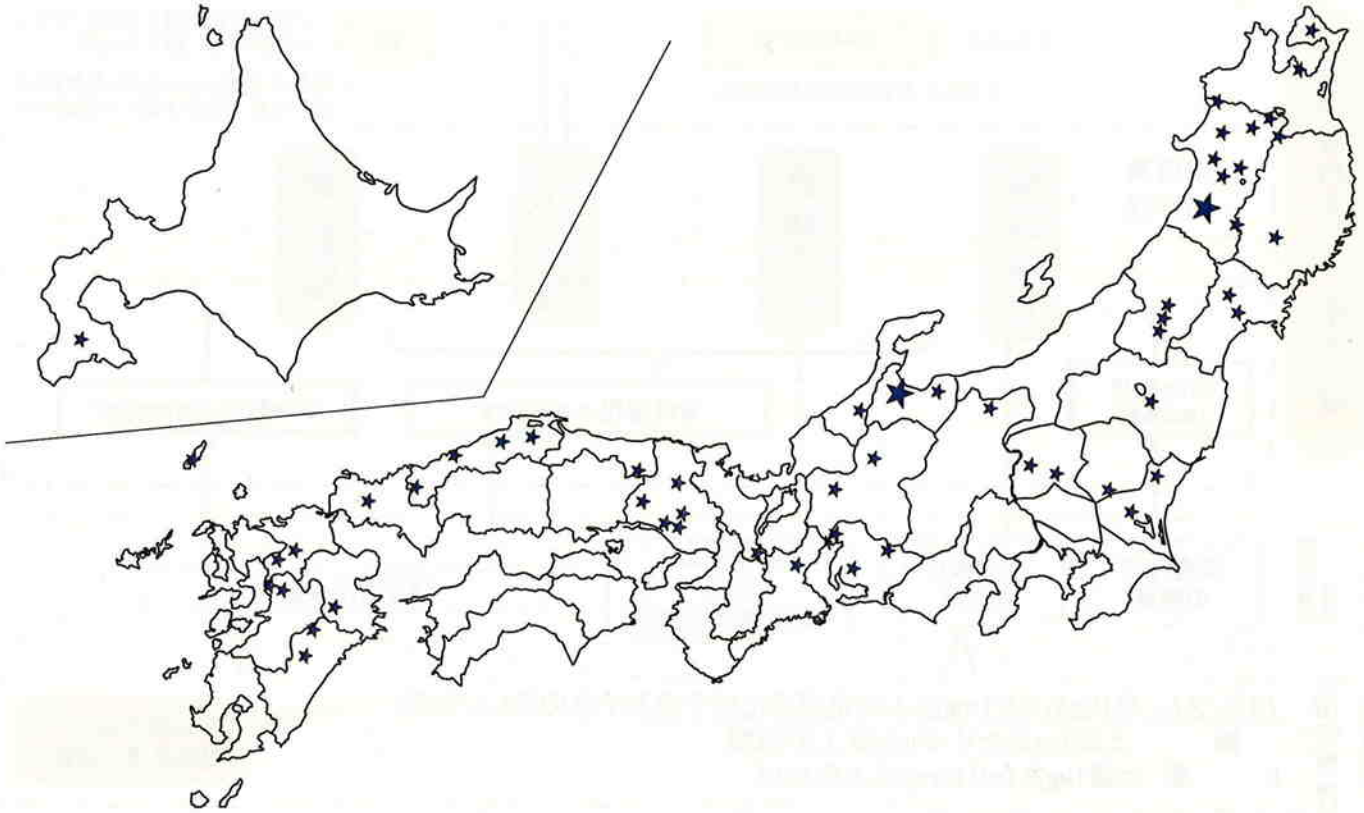
カドミウム: 6,228ha  
銅: 1,225ha  
ひ素: 164ha

※複合汚染があるため、面積の合計は下グラフと一致しない。

指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移



### (3)農用地土壌汚染対策地域の分布



### (4)カドミウムに関する指定要件について

国際社会では…

平成18年7月、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)において、  
精米について0.4mg/kgという基準値が決定。  
(その他の作物についても基準値が設定)

国内においては…

食品安全委員会において、  
食品からのカドミウム摂取についてリスク評価を実施中。(H15.12～)



結果が出次第、厚生労働省は食品の規格基準改正について審議会で審議を行う見込み。

**食品の規格基準の改正の動きにあわせて、  
農用地土壌汚染防止法の指定要件を改正するための検討が必要。**